

調剤、調剤された薬剤及び医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の概要  
(薬局)

1週間当たりの開店時間(特定販売のみを行う営業時間を除く)	時間
調剤に従事する薬剤師の勤務時間の合計	時間/週
薬局で定める通常の勤務時間数(32時間以下の場合は32時間)	時間/週
勤務薬剤師数(常勤換算)	人
要指導医薬品、一般用医薬品の情報提供を行う場所の数	箇所
要指導医薬品又は一般用医薬品の販売時間 ※1	時間/週
要指導医薬品又は第一類医薬品の販売時間 ※1	時間/週
要指導医薬品の販売時間 ※1	時間/週
第一類医薬品の販売時間 ※1	時間/週
要指導医薬品又は一般用医薬品の販売に従事する薬剤師、登録販売者の勤務時間の合計 ※2	時間/週
要指導医薬品又は第一類医薬品の販売に従事する薬剤師の勤務時間の合計 ※2	時間/週
相談を受ける時間内の情報提供及び指導の体制	良 不良
医療安全、調剤、医薬品販売業務に係る適正管理のための指針の有無	有 無
業務手順書の有無	有 無
医薬品の安全使用のための責任者氏名	

※1 開店時間中の販売時間(特定販売のみを行う時間を除く)

※2 特定販売のみに従事する勤務時間を除く